

株式会社水野組行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 12 月 1 日 ～ 令和 7 年 11 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：令和 6 年 12 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーの推進や意識改革を推進する。

<対策>

- 令和 2 年 12 月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 3 年 12 月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 4 年 12 月～ web 勤怠管理の徹底により、職員の意識改革を行う
管理職への研修（年 1 回）及び社員への周知

目標 2：令和 6 年 12 月までに、年次有給休暇の取得促進を継続する事で社員のリフレッシュを推進する。

<対策>

- 令和 2 年 12 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 3 年 12 月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 4 年 12 月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 5 年 12 月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始